第

7 5 3 7

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブ FAX ニュース

(2024年)令和 6年 11月 18日 月曜日

発行所

株式会社 FP シミュレーション

大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7678 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX: 06-6209-8145

△ 源泉所得税の自動ダイレクト機能の利用再開

Q:源泉所得税の自動ダイレクト機能の利用が再開されたそうですが、どのようになったのですか?

A:次のようになりました。

【解説】

国税庁は、源泉所得税の自動ダイレクト機能の利用を停止していた次の手続について、令和6年9月24日(火)から利用を再開しました。

- ①非居住者・外国法人の所得についての所得 税徴収高計算書
- ②利子等の所得税徴収高計算書

利用に当たっては、次の点に注意が必要です。

①口座引落日には源泉徴収の対象となる所得を支払った月の「翌月10日※」が自動設定されるようになります。

※日曜日、祝日などの休日や土曜日の場合には、その休日明けの日となります。

②国内源泉所得の支払が国外で行われる場合において、その支払者が国内に事業所等を有するときなど、法定納期限が源泉徴収の対象となる所得を支払った月の「翌月末日※」となる場合であっても、自動ダイレクトを利用すると、口座引落日には源泉徴収の対象となる所得を支払った月の「翌月10日※」が自動設定されてしまいます。

誤って自動ダイレクトを利用した場合の操作方法は「e-Taxホームページの『ダイレクト納付』 についてよくある質問」 (https://www.etax.nta.go.jp/toiawase/qa/direct/56.htm)を参照してください。







